

(調達役務審議会)

第十二條の三 調達役務審議会(以

下「役務審議会」という。)は、特別

調達庁長官の諮問に応じ、設計、

測量その他の技術的事項及び連合

国語版の編輯製作並びに調達され

たホテル等の運営に関する調達役

務について調査審議する機関とす

る。

2 役務審議会は、特別調達庁長官

及び委員五十人以内で組織する。

3 特別調達庁長官は、役務審議会

の会長として、会務を総理する。

4 特別の必要があるときは、役務

審議会に、臨時委員を置くことが

できる。

(中央調達不動産審議会)

第十二條の四 中央調達不動産審

議会(以下「中央不動産審議会」とい

う。)は、特別調達庁長官の諮問に

応じ、調達不動産及びこれに附属

する動産の評価についてその基準

その他の一般的な事項を調査審議する。

3 委員は、関係行政機関の職員並

び不動産に附屬する動産の評価

のうちから、特別調達庁長官が任命する。

4 中央不動産審議会は、委員二十

人以内で組織する。

5 委員は、関係行政機関の職員並

び不動産に附屬する動産の評価

のうちから、特別調達庁長官が任命する。

6 中央不動産審議会は、委員二十

人以内で組織する。

のある者のうちから任命された委員の互選により、会長一人を置く。

会長は、会務を総理する。

(調達藝能審議会)

第十二條の五 調達藝能審議会(以

下「藝能審議会」という。)は、特別

調達庁長官の諮問に応じ、藝能に

関する調達役務について調査審議する機関とする。

2 藝能審議会は、特別調達庁次長

及び委員三十四人で組織する。

3 特別調達庁次長は、藝能審議会

の会長として、会務を総理する。

4 委員は、関係行政機関の職員及

び藝能に関し学識経験のある者のうちから、特別調達庁長官が任命する。

5 委員及び臨時委員は、関係行政

機関の職員及び設計、測量その他

の技術的事項、若しくは教育映画

等の編輯製作又はホテル等の運営に

関し学識経験のある者のうちから、特別調達庁長官が任命する。

6 委員及び臨時委員は、関係行政

機関の職員及び設計、測量その他

の技術的事項、若しくは教育映画

等の編輯製作又はホテル等の運営に

関し学識経験のある者のうちから、特別調達庁長官が任命する。

7 委員及び臨時委員は、関係行政

機関の職員及び設計、測量その他

の技術的事項、若しくは教育映画

等の編輯製作又はホテル等の運営に

関し学識経験のある者のうちから、特別調達庁長官が任命する。

8 委員及び臨時委員は、関係行政

機関の職員及び設計、測量その他

の技術的事項、若しくは教育映画

等の編輯製作又はホテル等の運営に

関し学識経験のある者のうちから、特別調達庁長官が任命する。

9 委員及び臨時委員は、関係行政

機関の職員及び設計、測量その他

(以下「地方不動産審議会」とい

う。)を置く。

地方不動産審議会は、特別調達

局の管轄区域内にある調達不動産

及びこれに附属する動産の評価に

ついて調査審議する機関とする。

3 地方不動産審議会は、委員二十

人以内で組織する。

4 委員は、関係行政機関の職員並

び不動産及びこれに附属する動

産に附属する動産の評価のうちから、特別調達局長が任命された者

から、特別調達局長が任命する。

5 地方不動産審議会に、学識経験

のあるもののうちから任命された委員の互選により、会長一人を置く。

6 会長は、会務を総理する。

7 前六項に定めるものを除く外、

地方不動産審議会の組織、所掌事務

の任期その他地方不動産

の他これららの審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第六項を次のように改める。

6 旧法による特別調達庁の役員又

は參事若しくは主事(以下「旧職員」と総称する。)であつてこの法律

施行の際附則第二項但書の規定

により恩給法(大正十二年法律第

四十八号)第十九條第一項に規定する公務員となつたものに同法を適用する場合においては、その者

があつたのであります。これを三つ申し上げますならば、第一は、審議会に關する規定を設けた点であります。第二は、特別調達庁には從来五つの審議会

があつたのであります。これを三つに整理して、今度設置法に入れるにいたしました。第三は、東京の特別調達庁を調達に改める。

本則中第十六條の次に次の二條を加える。

(附屬機関)

第十七條 特別調達局に、附屬機関

として、地方調達不動産審議会

と zwar、その在職年月数に、旧職員となつた日の属する月から昭和十五年四月三十日までに、特別調

達局長官に文書をもつて反対の意思を表示した者に対するは、この限りでない。

厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)の適用については、前項本文の規定の適用を受ける者

の旧職員としての在職年月数は、

その者の厚生年金保険法による被保険者であった期間に算入しない。

附則第七項中「特別調達局又は特

別調達局」を「特別調達局」に改め、同項を附則第八項とする。

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則 第一節

○根道政府委員 特別調達局設置法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。

特別調達局設置法は、昨年の六月一日から施行になつたものであります

が、その後多少の情勢の変化がありますので、本改正を必要とするに至りました。次第であります。申しますならば、第一は、審議会に關する規定を設けた点であります。第二は、特別調達局には從来五つの審議会まつた次第であります。本改正案の概要は以上の通りであります。

第五は、附則、旧法による特別調

達局の職員で、特別調達局設置法による新機構に引継いだ職員の勤務年月数を、恩給年限に通算することとした

た次第であります。

本改正案の概要は以上の通りであります。お願い申し上げる次第であります。

○小川原委員長代理 これにて政府の提案理由の説明を終了いたしました。

御質疑はありますか。質疑がありま

したならば願いたいと思ひます。

本院が多量の現業事務をみずから行うことは適当でないと認めまして、本局の従来の五部制を四部制に圧縮いたしまして、企画立案と地方局の指導監督に専念する簡素強力な機構といたしまして、別に東京の大部分の職員をもつて、現業に専念する東京調達局を置くこととしたわけであります。

第四は、従来附則に規定してあります。第四は、従来附則に規定してあります。第四は、従来附則に規定してあります。

第四は、従来附則に規定してあります。

東京調達局とに分離したことあります。従来特別調達局の本局は、全国の約四割にわたる調達の現業と地方局の監督とをあわせ行つておりますが、

この従来の五部制を四部制に圧縮いたしまして、企画立案と地方局の指導監督に専念する簡素強力な機構といたしまして、別に東京の大部分の職員をもつて、現業に専念する東京調達局を置くこととしたわけであります。

第四は、従来附則に規定してあります。

理府設置法の一部を改正する法律案、新聞出版用紙の割当に関する法律案、部を改正する法律案、審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案、運輸省設置法等の一部を改正する法律案を括議題といたしまして質疑に入ります。御質疑はありますか。

○木村(榮)委員 今度できました運輸省技術研究所に入る人は、今国有鉄道に勤めている人ですか。それとも他から入つて来るのですか。

○土井説明員 お答え申し上げます。このたびの運輸技術研究所は、從来運輸省にございました船舶試験所等を統合いたしますが、そのほかに鉄道技術研究所は、日本国有鉄道として運輸省から昨年六月以来分離しておりますので、その部分の研究職員は、今度運輸省の方へ参ることになるわけになります。

○木村(榮)委員 その研究所へ入つた場合、今まで持つておりました、たとえば鉄道のバスとか、病院その他の官舎といったふうなものは、やはり依然として利用できますか。それともそろいうような特権はなくなるのですか。

○土井説明員 お答えいたします。国鉄の職員が運輸省の官吏になる場合、これはたとえば共済組合というような待遇の点は、そのまま存続いたすことになります。従いまして病院等の厚生施設は、共済組合に関する限りは引続いて継続されるわけでございます。なおそのほかの公務員と、それから國鉄職員との待遇は同じになります。従いまして病院等の厚生

来月からかわって来るわけなんですが、今まで船舶運営会の運営の委員会でやつていたのが、今度は各船主の責任においてやるといったふうにかわるわけだと思いますが、その結果、月ぐらいため現在就職しております船員の中では、相当職を失う。従つて相当な人数の失業者が出来るだらうということがうわざされておりますが、それに併して運輸省の方ではどのくらいと見ておらつしやるか。対策をお考えになつておるか、承つておきたいと思います。

●繫船といふ限度は何ですか。たとえば北海道と東京間をやる場合に、ほんとうはその船の速力、能力をもつてすれば何航海できるということがわかつておりますね。ところが荷物がないとか、その他いろいろな事情で、わずかに航海が二航海しかやらぬ。これは半ば繫船状態が来ると思うのです。そういうものは繫船と見ないで、とにかく全然繫船したものといふのは、どちらの標準になるのですか。

○荒木政 府委員 ちよつと御質問の趣旨がわかりませんが、

○木村(鶴)委員 たとえば私の県は島根県ですが、あの隅っこ舟船といふのは、今二隻で交互にやつております。ところが石炭代その他の関係で、二隻を動かすと会社が持てません。べらぼうな費用がかかる。しようがないから、一隻は繫船したことになつてしまふのです。しかし実際はたまくやらぬと荷物がつかえたり、いろいろな事情があつてやるわけなのです。これは繫船と言えは繫船ですが、たまに、一箇月に一回とか、二箇月に三回とか動かすわけなのです。そういう場合はどうなるのですか。

○荒木政 府委員 政府で補助いたしましたのは、一箇月以上継続して繫船したるものでなければ補助を出しちゃいかない、こういうことにスキヤップ・インのなにが出ておりますので、ときどきたまにでも動かして、一月以上継続しないといふものに対する補助は出ないふうな方法で御調査なさいます。

○木村(鶴)委員 そうしますと、完全に一箇月以上繫船せなければならぬ理由とか、その他の条件といふものはどんなふうな方法で御調査なさいます。

○荒木政府委員 それは政府がきめることでございませんで、荷動きによってきまるわけでございまして、荷動きがあれば繫船する必要もありませぬし、また荷物があれば繫船する期間など少くて済む。こういうわけでございまして、一に経済界の事情によります甚だしき船舶の動きによって支配されるものと存えます。

○木村(榮)委員 それはそうであります。しかし動かせば損だということをわかつておる。ほんとうは繫船してしまえばいいわけですが、繫船してしまうと一般のお客や何かが困るわけですね。特に佐渡島なんかもそういうことがありますのではないかと思いますが、なんかの果の隱岐汽船なんか困つてゐる。動かせば損が行く。繫船した方がいいけれど、実際は繫船できなかつて、こういつた点は何が特別な——補助金も少々は出ておりますけれども、そういうた事情をほんとうに認めて、何か特別な補助というものは、今のところできませんか。

○土井説明員 お答えいたします。お申立ての御説明例でござりますが、船舶運営会の今まで定期船舶をいたしておりましたのは——今度船主へ返ります。す分は主として貨物船でございます。不定期の貨物船でござりますので、定期の旅客船等につきましては、從来よりまして支給されておるわけなのであります。

○小川原委員長代理 他に御質疑はございませんか。

他に御質疑がなければ、ただいま議

題となりました大法案を一括議題として、これより討論に入ります。

○木村(榮)委員 他の省略いたしました、用紙割当の方なのですが、これはこの前からこの割当序設置法はもうやめるということをしばへ言明なさつておりますが、今日まだ実現できない。しかもあの法案は御承知のように、最初は用紙の供給が不足しておるから、國家経済の現状によつて云々といふことがらたつてある。その後の状況を見ますと、一般商業紙なんかは全國的に大体一割ないし二割の増配を行つておる。しかも最近は夕刊を各社ともどんくと大幅に出す。しかもこの間聞きますと、あれは統制外のせんか紙だといったふうな御説明があつたのですが、これはそりうことを言わなければならぬから言つてあるだけで、ほんとうはうそなのです。そういうふうな状況であるにかかわらず、労働組合の機関紙とか、あるいはまだ農民組合その他政黨の機関紙といったものに寄しては、一つも増配もしない。増配の申込みをやつても一つも実現させないといつたふうなことは、これはきわめて一方的なやり方である。巧みに言論出版の自由を圧殺するものだ、そいつた意味合いから、この際私たちはこの法案を廃止していい時期に来たと思うのであります。そういう立場から私は今度の改正案には反対の意見を持つておるわけであります。特に最近の状況を見ますと、割当審議会といふものが不公平であつて、なつておらぬ、そういうことを考えまして、廃止します。

は関係各行政機關が個別に立案施行しているのであります。これらは、合性、統一性を欠き、北海道に投人される國の事業費の効率發揮上はなはだ遺憾の点が多いのであります。これらは、の点にかんがみまして、政府は国策として強力に北海道における資源の総合的な開発を行うことを緊急と考え、これに関する基本的事項を規定するため、本法案を提案することにいたしましたのであります。

次に法案の内容の概要を御説明いたします。

第一條は、この法律の目的を規定しているのであります。すなわちこの法律は、北海道における資源の総合的な開発に関する基本的事項を規定することを目的とする旨を規定しているのであります。開発に関する基本的事項として、第二條以下に規定されている事項は、第一に北海道総合開発計画に関する事項、第二に北海道開発庁に関する事項、第三に北海道総合開発審議会に関する事項であります。

第二條及び第三條は、北海道総合開発計画に関する規定であります。北海道総合開発計画とは、北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画であるのであります。國は国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画を樹立し、これに基く事業を昭和二十六年度から実施する旨を規定し、國が国策として國を明示したのであります。なお北海道開発計画は、國が樹立し実施するものであります。これに關係地方公共団体の意向を十分に反映せしめる必要があります。

第四條以下は主として北海道開発庁に関する規定であります。北海道総合開発計画を樹立し、これを推進するためには、中央にこれを専管する強力な行政機関の存することを必要と考え、新たに総理府の外局として國務大臣を長とする北海道開発庁を設置することいたしましたのであります。北海道開発庁は、北海道総合開発計画について調査し、立案する機関でありますが、同時に開発計画に基く事業の実施に関する関係行政機関の事務の調整及び推進に当る権限を有するものといたしております。

用する必要がありますので、北海道開発審議会を置くこととしたのであります。北海道開発審議会は、両議院の議員、北海道知事、北海道議会議長及び学識経験のある者のうちから内閣總理大臣の任命する委員二十人以内で組織することとし、北海道総合開発計画に関する重要事項について調査審議して、北海道開発庁長官に建議し、また北海道開発庁長官の諸問に応じて調査審議することとしたのであります。

北海道の総合開発につきましては、事の重要性にかんがみ、すでにこの法律案の骨子等について、学識経験者の意見を聞くため、事実上の審議会が開催されておつたのであります。これが北海道開発庁が設置されると不要となるわけであります。しかし北海道開発庁は準備等の事情もあり、昭和十五年六月一日から、発足することにいたしておりますので、それまでの間右の審議会を法制化し、總理府の付属機関たる北海道総合開発審議会として、引き続き北海道の総合開発に関する事項を調査審議せしめ、北海道開発庁に引き継ぐこととしたいと考え、これに関する規定を附則に設けたのであります。

以上をもつて法案の提案理由及び内容の概略の説明といたします。何とぞ慎重御審議の上、可決せられるようお願いいたします。

○小川原委員長代理 今北海道開発法案の復興及び人口問題の解決に寄与する提案理由の説明は終了いたしました。何か御質問ありませんか。

○江華委員 今北海道開発法案の附付を受けまして拜見しますと、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与する

ために、北海道の総合開発計画を構成する、そのためにこういう法律ができるるということに承つたのであります。それで北海道はもちろん今官房長官の御説明のありました通り、いろいろとまだ未開発の資源もあり、ことに最近ではあそこが日本の領土の北端にもなつたというような見地から、いろいろ特殊の事情があると思いますから、その点はきわめて適当な考え方とも思いますが、二、三の点についてお伺いしたいのは、もし開発計画が、こういう日本の国民経済の復興あるいは人口問題の解決というようなものになるとすれば、日本全体の国土計画といらざる見地から、北海道がその一環としてあることは重要な一環として考えられるべきものではないか。単に北海道だけ開発計画といふような、いわば部分的なもの、場あたり的にも考えられるような方法で十分であるかどうかといふ点が一つであります。

○増田国務大臣 江花さんにお答え申
し上げます。御質問の点はいずれもご
もつともな点だと拜承いたします。第
一の点は、国全体の開発計画というも
のがありますて、北海道の総合開発計
画ももとより日本の四つの島を含めた
全体の総合国土開発計画と相互連関性
を持ち、しかもその一環として計画を
樹立されなければならない、こうわれ
われは考えておる次第であります。

それから第二の点でございますが、
北海道知事がこの北海道の総合開発計
画について主導的立場を持たなければ
ならない、という御質問も一応ごもつと
もであります。道といふものが北海道
の総合開発計画なり、北海道の繁榮を
はかるために自治団体として存在する
ことは当然でありますて、道会議長あ
るいは知事がこういうことについて主
たる責任を持つことは当然であります
。しかし一面江花さんも御承知の通
り、たとえば通商省、建設省、あるいは
農林省等がそれべく國費を直接に北海
道に投下いたしまして、國の事業とし
て北海道の開発をいたしております。
しかしながら各省各局相互の連関性に
おいて、終戦後においていさか欠け
るうみがあるのですのでありますて、そ
ういう意味合いから北海道の開発に國幣
を十分に投じてやる——各省各局にお
いておのづく自分の最善と信ずること
をもとよりやつてはおるのでござい
ますが、やはり各省各局の間において
総合性なり、連関性がなければいかぬ
という意味において、その前提となる
開発計画はひとも総合性ある開発計
画を立て、その執行は各省、各局において
を行つてもらわなければならぬ、こ
ういう立場をとつた次第であります。

しこうして、国の行う計画は自治団体の行う開発計画と密接なる連関性を持ち、有機的に働かなければならぬのですから、北海道知事、北海道議会議長、これには必ず入れなければならない、ということにしてあります。御説のように御趣旨はここの中にうたい込んであると考えておる次第であります。

○木村(講委員) 一つ私のわからぬ点を聞いておきますが、第二條の第二項に「開発計画は、北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画」とし、その範囲については、「政令で定める。」となつておりますが、その範囲といふのはどんなん意味ですか。

○増田国務大臣 木村さんにお答え申し上げます。第二條の第二項の開発計画は、これ／＼を総合的に開発するための計画として、その範囲については、結局この政令で定めるということは、結局この土地、水面、山林、鉱物、電力その他資源の資源といいますと、相当重要資源のこととございますが、これらを総合的に開発するための計画である。しこうしてこの土地をどの範囲まで含ませるか、水面をどの範囲まで含ますかといたつたようなこと、また山林につきましても、かりに民有林と官有林とがあるといたします。その民有林と官有林について、たとえば十勝のこれ／＼の官有林は入るとか入らないとか、鉱物にいたしましても、たとえは水銀と石炭

は入るけれども、硫化鉄は入るとかならないとか、そういうことを政令でさりに定める趣旨でありまして、大体において総合的に北海道全体を開発いたしたいのですから、疑義が起きたときににおいて政令で定めるとおとりすぐださうたらしいと思ひます。積極的にこの範囲を第二條第二項があるにかかわらず政令で特定するということになしに、疑義が起きたような場合にその範囲を政令で定める。その範囲とは土地、水面、山林、鉱物、その他の資源の開発計画を立てて開発いたしますが、その資源の範囲で政令で特定するという意味に御了解くださればけつこうでござります。

計画があるべきものである、こう考
ております。しかしながらわれくが
北海道の総合開発計画を立て、これが
実施の推進に当るため、特に法案を
設け、それから北海道開発庁を設けん
とするゆえんのものは、ただいま提案
理由にも申し上げました通り、終戦後
においては北海道がただ一つの日本に
残されたる資源方面におけるホープに
なつておる。この四つの島にわかれ
八千万の日本国民が平和にして幸福な
生活を送らなければならぬようになら
なつたことにつきましては、北海道に
賦存する資源はこれを科学的の総合性
のある計画のもとに開発して、國民生
活の安定向上に資しなくてはならな
い。他の三つの島と比較いたしまし
て、その内容が非常に違うのであります
して、明治二十七年ころまでは北海道
の開発に日本全体が非常に努力したの
であります。ですが、海外發展といつたよ
うな傾向になりまして後は、北海道はどう
つかと申しますと、多少遺棄された
と申すとあるいは語弊があるかもしけ
ませんが、忘れられたよな形になつ
ておるのであります。北海道に賦存す
る各種資源を開発しておる程度が内地
に比べますと、格段の相違がある次第
であります。熊様が非常に違う。で
ありますから北海道の開発計画と、いいう
ものは、全国四十六都道府県ございま
すが、四十六都道府県のその一つであ
るといつたような意味において開発し
たのでは、時間もかかるし、また国民
全体の期待にも沿い得ないから、特に
ここは重点的に力を入れまして、率直
に申しますと、資源の見地から見ます
と、北海道はまだセミコロニー——そ
ういふ言葉を使つていいか悪いか能問

でござりますが、資源的見地から見えますと、まだ未開発地域である。その点は東北等も未開発の地域が相当ござりますが、しかし本州、四国、九州と比較にならない程度において、開発がされないところでござりますから、特に開発法を設け、それから北海道開発庁といつたような役所をつくり、総合開発計画を樹立することをこの専管事務とする。また開発計画の施行について、各省、各府を推進する。抽象的な仕事でございますが、まだ企画院といつたよなつの役所がもつぱら存在しておる理由がある、どういう見地から、これから皆様に御審議を願い、また可決、通過成立を願う次第でありまして、もとより永井さんの御説の通り、総合開発計画の一環ではなくてはなりません。たとえば電力を日本が数千万キロワット超すといふような場合に、北海道の割当がどのくらいあるかということが、北海道自身の電力資源の開発ということとまた結びついて、調和がとれていないといけないのでありますし、石炭についても、あるいは水素資源につきましても、いずれも国土全体の総合開発計画と調和がとれた、その一つの要素という意味で開発されなくてはならぬ、こう私どもは確信いたしております。そこで国土全体の総合開発計画につきましては、ただいま内閣に、閣議決定を基礎といたしまして、北関道開発審議会と同様の国土総合開発審議会が設けられております。ここにおいて北海道を含む全国の総合開発計画を樹立しようとおりますが、まだ実はその運びに至つております。今回政府において、国土総合開発法と、法律案を提出、こ

そうしております。その中身をあらかじめ申し上げますと、総合国土開発法の企図するところは、総合国土開発審議会というものを内閣に置いたまゝして、その事務局に安本の建設局なら建設局を使いたいと考えております。安本事務局が国土総合開発審議会の事務局になつて、そこで樹立されると、総合国土開発審議会の開発計画の一環に、北海道の総合開発計画は相なる方でございます。ほんとうは一つのこところで全部やればいいじゃないかといふ御説も出ると思ひますが、北海道は今申しました特別の性質がござりますから、特に一つの序をつくりまして、りつばな総合開発計画を立て、これを実施に移したい。またこれが推進に当らしめたい、こういうつもりなのでございます。

ことを議決された次第であります。

それから国鉄の裁定は、御承知の通り両院において承認がなかつたのであります。

りまして、われくの見るところでは、裁定は効力を発生しなかつた。す

なわち効力の関係においては裁定は消滅した、こう見ております。もとより係争事項になつておることは、木村さん

の御承知の通りであります。そこでこの裁定の問題と離れて何らかの給与を払えるかどうかということをずっと検討しておりましたが、国鉄全体としては、一般会計から三十億も借りておる

といふような状況でもあり、多少の余地が出ないでもなかつたのであります

が、この支出も大蔵大臣の流用という

ものの許可が必要になりますと、各方面それ／＼の関係を折衝いたしてみま

したけれども、不可能ということにな

りました。そこで不本意ながら政府とい

いなしましては、支出ができないとい

うことに相なりました。

第一次裁定につきましては、予算上、

賃金上は、ただいまのところ支出は不可能でございますから、公労法第十六

條第一項に該当する。そこで去る土曜日

に公労法第十六條第二項によりまして、衆議院に付議するといふ所定の手続を終つております。

小川原委員長代理 御質疑がなければ、これにて質疑を終りまして、本日はこの程度にて散会いたし、次回は明

日午後一時より開会をいたし、特別調達官設置法の一部を改正する法律案及び北海道開発法案及び本日付託になりました社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案を議題といたしたいと思いますから、さよう御

了承を願います。なお明日の委員会は第八委員室で行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五分散会

〔参考照〕

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

電気通信省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

論理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年四月十五日印刷

昭和二十五年四月十七日發行